

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更 ()
- 生活保護法による診療所等の廃止 ()
- 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了 ()
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

告 示

鳥取県告示第五百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人保健施設寿楽荘	日野郡溝口町長山二五二一	平成九年七月三日
おけがわ眼科	鳥取市叶二九三一二	平成九年七月九日
にしがみ眼科	米子市新開二丁目一四五	〃
堀内診療所歯科	鳥取市西品治七四九一三	〃
マブチ歯科医院	鳥取市今町二丁目三〇一	〃
ハワイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六一五一六	〃
ハート調剤薬局	米子市新開二丁目一三二五三	〃
有限会社山田薬局	倉吉市上灘町一七一	〃
たかの歯科クリニック	米子市博労町二丁目三一	平成九年七月十六日
友誼会皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七七八	平成九年七月二十二日
イヌイ調剤薬局叶店	鳥取市叶三二六一〇	〃
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目一九	〃
いわさき皮膚科クリニック	米子市福市八六一一九	平成九年八月七日
鳥田薬局	米子市皆生温泉二丁目二二〇	〃
ふくいち薬局	米子市福市八六一一〇	〃

鳥取県告示第五百六十二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
よどぎ整形外科	西伯郡淀江町大字佐陀二二六九	平成九年五月一日

鳥取県告示第五百六十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診察所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田薬局	倉吉市新陽町一〇一三	平成九年三月三十一日
皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七十八	平成九年六月三十日
堀内診療所	鳥取市西品治七四九一三	〃
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇一三	〃
鳥田薬局	米子市東倉吉町六四	平成九年七月二十二日

鳥取県告示第五百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大森生協診療所	鳥取市西品治八〇六	平成九年八月一日
医療法人社団中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇一三	〃
医療法人林原皮膚科泌尿器科 アレルギー科医院	米子市博労町四丁目三六〇	〃
医療法人須山医院	米子市石井一〇七八	〃
医療法人社団石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一三	〃
医療法人社団 小森眼科クリニック	境港市元町一八〇三	〃
中山医院	八頭郡家町大字門尾三〇四一	〃
うえた歯科	鳥取市江津三七五一四	〃
医療法人社団植木歯科医院	米子市諏訪五一一五	〃
倉吉病院歯科	倉吉市上井二五一一	〃
足立歯科医院	境港市上道町一九八九	〃
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	〃
河瀬歯科医院	鳥取市西町一丁目一〇三一	平成九年八月七日
仲村医院	西伯郡岸本町大蔵一〇八六	平成九年八月十五日
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目二五四	平成九年八月十六日
五臓円薬局岩倉店	鳥取市卯垣一三四一三	平成九年八月一日
有限会社たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一一	〃
吉成薬局	鳥取市吉成七七九一四一	〃
西倉薬局	倉吉市西倉吉町二二一五	〃
ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四一一	平成九年八月十五日

鳥取市告示第五百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、鳥取市緑ヶ丘南土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
玉川 平浩	鳥取市新品治町八三
寫津 一	鳥取市西町二丁目二〇四
玉川 政一	鳥取市榮楽温泉町一五四
玉川 海潤	鳥取市新品治町八三
前田 光夫	鳥取市古海八三八―二六

鳥取県告示第五百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年八月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年十月八日 鳥取県指令都計三―三第三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
気高郡鹿野町大字今市字鳴戸瀬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡鹿野町大字鹿野一五一七
鹿野町
鹿野町長 川瀬 保男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年八月十九日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 一 日時 平成九年八月二十二日（金）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 報告事項
 - 1 鳥取県産業教育審議会の答申について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

